

第9回 北九州市迷惑行為防止推進協議会 議事要旨

1 日 時 平成22年10月15日(金) 10:00~11:30

2 場 所 北九州市役所本庁舎3階 大集会室

3 議 題

(1) 審議事項

「北九州市迷惑行為防止基本計画(案)」の答申案について
迷惑行為防止活動推進地区の追加指定について

(2) 報告事項

過料適用状況について

4 出席者 大坪委員(会長)、太田委員、加藤委員、久保委員、後藤委員、嶋田委員、
鷹野委員、山縣委員 計8名

5 議 事

(1) 審議事項

「迷惑行為防止基本計画(案)」の答申案について

迷惑行為防止基本計画答申案について事務局が説明を行い、意見交換を行った後に、
了承された。

これを受け、後日、会長から市長へ答申を行うこととなった。

なお、委員の主な発言概要は次のとおり。

学校の道德教育というのは週にどれくらいなされているのか。

(事務局) 道德の時間として年間35時間ある。その他全体的な教育の中で、道德を含
めて教育を行っていると聞いている。

すべての施策の取組みの中に他の自治体との連携等というのが書かれているが、今
の時点で特に念頭に置いている自治体があるのか。

(事務局) 禁止地区を指定して実際に過料を徴収している19の政令指定都市のうち本
市を含めて9都市ある。このような都市と情報交換を行いながら施策を進めてい
きたい。

平成24年にある青年会議所の全国大会の記念事業の一つとして、環境モデル都市13都市のサミットを計画中であるが、このような都市間で情報の共有があってもいいと思う。

平成23年度、PTA九州ブロックの研究大会が10月の第3土日に北九州市で行われる。8,000人規模の会議である。他の県から来る方もたくさんいるので、市と連携を図ってパンフレットを配るなど重点地区の取組みについてしっかりPRしたい。

基本計画の期間終了となる5年後、最終的に本市がどういう状態を目指すのかということが明確でない気がする。この5年だけ頑張ればいいということではないと思う。

<会長まとめ>

本日いただいたご意見は、答申案の運用や今後の協議会の課題という形で対応していきたい。

迷惑行為防止活動推進地区の追加指定について

迷惑行為防止活動推進地区の追加指定について、事務局から説明を行い、その後意見交換を行った。委員の主な発言概要は次のとおり。

新たな推進地区の候補にあがっている八幡駅前や戸畑駅前の周辺商店街には内諾を得ているのか。また、門司港レトロ地区の推進地区には商店街が入っていないがなぜか。

(事務局) 推進地区の範囲については、自治会等の地元団体と協議をしており、商店街と一緒に活動できるかについては、申し出をもらった上で検討を進めたい。門司港レトロ地区については、現在まち美化推進地域に指定されている地元自治会、まちづくり協議会から申し出があったため現在の範囲となった。地元と商店街で話がまとまれば将来的に一緒に活動する可能性もある。

推進地区に指定されている団体とそうでない団体の違いは何か。

(事務局) 推進地区は条例に基づき指定するものであり、推進地区に指定されると、地区を示す看板の設置や啓発物品などの支援を行う。推進地区以外の地区においても申し出があれば啓発物品等の提供は行う。昨年も各区の自治会等にその旨お話しした。

厳しい規制を行う重点地区に予算をかけるよりも、モラル・マナーアップの醸成の馴染む推進地区の方に予算を割くという重要性を認識した上で計画を推進していく必要がある。

本市において、迷惑行為の防止に取り組む団体等がどの程度あるのか、どのような活動をしており、現場でどのような手ごたえを感じているのかなどが一覧でわかるような情報がほしい。

市のホームページは目当ての記事にたどりつくことが難しいので、一覧表がすぐに見えるような工夫が出来たらよいと思う。

昨年、折尾駅前の通路を婦人会で清掃してタウン誌に掲載してもらったところ、大きな反響があり会員も喜んでいたので、今年は駅の側面にある落書きを若者と一緒に消そうと思っている。取り組む姿を見てもらいたい。

企業などが事務所の周りを毎日清掃している姿を日常的に見かけるので、そのような取組みを広報することも有効であると思う。

中学校の体育祭に行った際に、敷地内禁煙であるため、保護者が正門のフェンスに連なって喫煙していた。本当にたくさんの方が喫煙するので、締め出すだけでなくどこかに喫煙場所をつくった方が、子ども達からも見えなくてよいと思う。

喫煙している人は悪人であるという意識で捉えると喫煙者が可哀相である。たばこは販売されており喫煙は違法ではない。

携帯灰皿を持ち歩かない人は重点地区では吸わないかもしれないが、それ以外の地区で喫煙したら必ずポイ捨てする。たばこを吸う人は自分の携帯灰皿を持ち歩き、灰皿があってもなるべく自分の携帯灰皿を使うようなマナーができればよいと思う。

<会長まとめ>

推進地区の質をどれだけ高いものにすることができるか、エリアを広げることができるか、数を多くできるかは、今後の協議会の非常に大切なテーマになる。

制度の運用やサポートについての指摘をたくさんいただいたので、引き続き審議していきたい。

(2) 報告

迷惑行為防止重点地区における過料適用状況について、事務局から説明を行い、その後、意見交換を行った。

委員の主な発言概要は以下のとおり

外部からのお客のために、いつも市の観光パンフレットを使わせてもらっているが、重点地区と過料適用についての情報を盛り込んでほしい。

観光案内所で観光パンフレットに迷惑行為のチラシを挟んでもらったらどうか。

JR黒崎駅前のエスカレーターのアナウンスが「喫煙はご遠慮下さい」と言っている。重点地区に指定しているのだから変更した方がよい。

<会長まとめ>

重点地区の過料適用の割合は4割以上が市外の方である。基本計画の答申案の中身はどちらかといえば市民意識の醸成が主となっているので、市外の方への対応については、これから慎重に考えていかなければならない。

(3) その他

日本青年会議所全国大会の北九州市開催にあたり、大会に参加するメンバーに送付するパンフレットに重点地区等の情報を刷り込めれば事前の周知もできると思うので、今後、ご協力をお願いしたい。

6 次回の日程について

12月に次回会議を開催予定。